

車幅1.2倍まで申請不要

来年5月 許可手続き負担減

積載制限緩和

警察庁は、自動車の積載制限を緩和し、幅及び長さをそれぞれ車両の1・2倍まではみ出すことについて認める方針を固めた。道路交通法の関係政令改正として2022年5月13日に施行予定。車幅に関しては積載量10トンの大型トラック(2・5t)では左右の合計50センチのみ出しまで制限外積載許可が不要になる。住宅関係団体の要望を踏まえた措置。緩和に当たって走行実験が行われているもの、公道走行での安全確保が懸念される。(田中信也)

住宅関係団体の要望受け

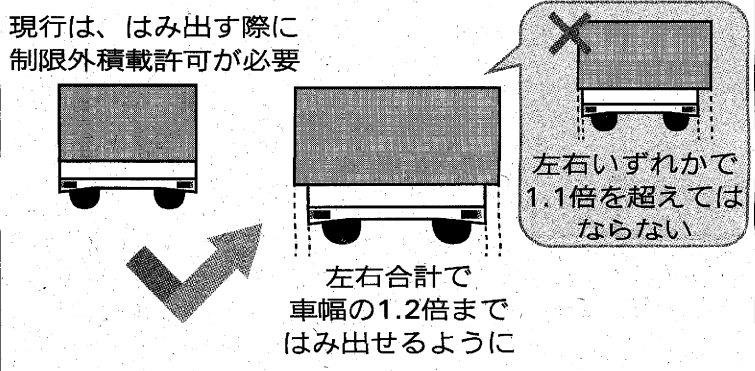
5日公表した道交法の関係政令改正案で、自動車の積載制限について、積載物の長さを現行の車長の1・1倍を1・2倍に、幅については車幅までだったのを車幅の1・2倍までに緩和することを規定。なお、幅に関する警察署に制限外積載に関する申請が必要で、許可を受けると長さが車長の1・1倍、車幅は1・0倍まで緩和される。今回の緩和によって、10メートルトラックでは長さ2・4メートル、幅50センチまで

媒体名	物流ニッポン
掲載日	2021.11.19
掲載面	1面

ではみ出しは申請が不要になる。

本紙の取材に対し、警察庁は「物流に関係する住宅業界から『物流業界でドライバーの高齢化などに伴う人手不足、長時間労働が問題となっており、労働時間の削減や需要に応じた輸送計画の柔軟な見直しの必要性が高まっている中、これらの取り組みの実施に当たって、制限外積載許可の手続きが業務の負担となっている』として、制限の見直しを求める要望があった」と回答。(交通局)と回答。要望を踏まえ、2020

周囲の交通に影響のない範囲で緩和



年度に、車体からはみ出して積載可能な長さ、幅をバックミラーで確認する走行実験を実施した結果、「車両の走行安定性が確保されることや、周囲の交通に与える影響がほとんどないこ

となどが確認された範囲で緩和した」と、制限値の根拠を説明した。また、長さに関しては、積載物が前後のどちらかでも車両の長さの10分の1(1・1倍)を超えてはみ出すケースについては「走行実験で周囲の交通に支障がないことを確認できない場合があった」として

ため認めなかった」としている。アルミサッシなど住宅用の建具、建材の輸送に関し、住宅機器メーカーは、原則3カ月ごとに同内容の申請が必要で、かつ多くの書類

提出が求められるといった制限外積載許可の事務作業の煩雑さから、かねて制限の緩和を訴えており、住宅関連9団体で構成する住宅生産団体連合会(芳井敬一会長、大和ハウス工業社長)のワーキンググループで検討及び要望活動を展開してきた。

ただ、制限外積載許可は19年2月の取扱要領改正により、許可期間が原則3カ月以内から1年以内に延長され、提出する書類も簡素化が図られていた。

一方、「走行安定性が確保された」としているものの、歩行者や自転車、更には予期しない障害物が存在する恐れのある公道での走行では「想定外の状況」もあり得る。このため、トラック業界関係者からは安全性を懸念する声も上がっている。